

社会保険労務士

高橋淳也社労士事務所便り

連絡先：〒960-8254 福島市南沢又字道南 26-8

電話：024-557-2916 F A X：024-557-2916
e-mail：j-takahashi@leaf.ocn.ne.jp

調査結果からみる不妊治療と仕事の両立に関する実態と問題点

◆不妊治療と仕事の両立に係る厚労省の調査結果

厚生労働省が平成 29 年度に実施した、不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての企業および労働者に対するアンケート調査の結果が 3 月に公表されました（「不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査事業」の調査結果報告書）。

不妊治療と仕事の両立に関する実態や問題点、企業における両立支援の状況などの把握と分析を行うことを目的として行われたものです。

◆不妊治療と仕事の両立ができずに退職した人は 16% に！

日本では現在、不妊治療・検査の経験がある、もしくは予定している人の割合は 14%にのぼり、不妊治療をしたことがあると回答

した人の中で、仕事との両立ができずに退職した人は 16%に上っています。ただ、半数以上の企業が、不妊治療を行っている従業員の把握ができておらず、また、不妊治療に特化した制度がある企業は 19%にとどまっています。

職場での理解を深め、両立しやすい環境を整えることは、企業の人材の確保・定着にもつながると思われま

◆両立が難しいと感じる理由

両立が難しいと感じる理由として、「通院回数が多い」「精神面での負担が大きい」「待ち時間など通院時間にかかる時間が読めない、医師から告げられた通院日に外せない仕事が入るなど、仕事の日程調整が難しい」などが挙がっています。

◆不妊治療に特化した制度

不妊治療に特化した制度がある企業のうち、一番多

く導入されている制度は「不妊治療のための休暇制度」で、次に「不妊治療に係る費用等を助成する制度」「不妊治療のための通院や休息時間を認める制度」「不妊治療のために勤務時間等の柔軟性を高める制度」などがあります。

◆職場には伝えたくないという人も

不妊治療をしていることを職場で伝えている人の割合は 38%です。職場で伝えていない理由として「不妊治療をしていることを知られたくないから」「周囲に気遣いをしてほしくないから」「不妊治療がうまくいかなかった時に職場にいつらいから」などが挙がっています。

平成 29 年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果より

◆重点監督で全体の 65.9% が労働基準関係法令違反

厚生労働省が公表した昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果によると、実施した7,635事業場のうち5,029事業場（全体の65.9%）で労働基準関係法令違反が確認されたそうです。

今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して集中的に実施されたものです。

◆36.3%で違法な時間外労働

労働基準関係法令違反が確認された事業場のうち、違法な時間外労働があったものが2,848事業場

（37.3%）、賃金不払残業があったものが536事業場

（7.0%）、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが778（10.2%）となっています。

◆製造業、商業、建設業、小規模事業場で多く実施

重点監督実施事業場を業種別でみると、多い業種から製造業（26.4%）、商業（15.1%）、建設業（12.6%）と続いています。また、事業場規模別にみると、多い順に、10~29人規模で34.0%、1~9人規模

で21.2%、30~49人規模で16.3%と小規模事業場に集中していることがわかります。

◆監督指導の実施事業場数は増えている

前年の同期に比べると、監督実施事業場は7,014（平成28年11月）から7,635（平成29年11月）と1割近く増えており、厚生労働省も長時間労働の是正に向けた取組みを積極的に行っていることがわかります。

企業としても、長時間労働の是正や適切な労働時間管理については積極的に取り組んでいきたいところです。

【厚生労働省～平成29年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000204309.html>

6月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

1日

- 労働保険の年度更新手続の開始<7月10日まで> [労働基準監督署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

- 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

7月1日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票 [事業場]

～当事務所より一言～

いよいよ梅雨本番。体調管理に注意が必要な時期となりました。労働保険の年度更新、算定基礎届などイレギュラーな業務も発生します。まずは睡眠・食事から意識しましょう。